

京都市告示第 260 号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を廃止及び一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成20年9月12日

京都市長 門川 大作

(廃止水路等)

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	等持院水0003号	北区等持院北町28番地の1地先 同町28番地の2地先	

(一部廃止水路等)

整理 番号	名 称	廃 止 す る 起 点 廃 止 す る 終 点
1	嵐山水0099号	西京区嵐山山ノ下町30番地地先 同上

(建設局土木管理部道路明示課)